

教職員各位

年末調整書類に関する注意事項について

人事課労務担当

年末調整書類について、提出・記入漏れ等が多くみられます。本年は変更点が多いため、必ず下記内容をご確認の上ご提出ください。

【昨年から変わっています!!】

- 「**基礎控除**」の適用を受けるためには、『**基礎控除申告書**』を提出する必要があります。例年『扶養控除申告書』のみをご提出いただいた方は、今年は『**扶養控除申告書**』と『**基礎控除申告書**』の2枚に**押印・必要事項を記入**の上、提出してください。
 - 昨年までは、『扶養控除申告書』の提出で「基礎控除」が行われましたが、本年より『基礎控除申告書』の提出が必要となります。
- 『**所得金額調整控除**』が創設され、適用を受けるためには『所得金額調整控除申告書』を提出する必要があります。
 - 本年の給与の収入金額が850万円を超え、申告書に記載される要件に該当する場合適用となります。扶養控除とは異なり、例えば共働き世帯で、扶養親族に該当する年齢23歳未満の子がいる場合、**夫婦双方で控除の適用を受けることができます**。また、850万円を超えるか明らかでない場合でも適用を受けようとする時は、必要事項を記載して提出してください。
- 「寡婦（寡夫）控除」の適用要件改正が行われ、『**ひとり親控除**』が創設されました。

【特に注意が必要な様式】「**押印**」と「**あなたの本年中の収入金額**」は**全員記載が必要です**。

令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) (フリガナ) あなたの氏名
 給与の支払者の法人番号
 給与の支払者の所在地(住所) あなたの住所又は居所

必ず押印が必要です。

基・配・所

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		円

◆ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	48万
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	48万
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 2,400万円以下	3万
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	3万
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	3万

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付けて記載をすることで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	扶養親族等 (フリガナ)	左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日	★特別障害者
<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)			型・大 年 月 日	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合は左記の者の住所又は居所			<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)				<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平成14.1.23以後生) (右の★欄のみを記載)				<input type="checkbox"/>

(注) 「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

必ずご自身の年収見積額を記入してください!!
 令和2年1月～令和2年12月までの見積額です。おおよそで構いません。前年の源泉徴収票や直近の給与明細の控除前の支給額欄を参考に計算してください。

新しく創設されています。
 申請を希望する方は必ず記入してください。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。